様式第４号（第５条関係）

知的障がい者職親申込不承認通知書

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　　　様

酒田市長　　　　　　　　　　印

　　　　年　月　日付けで申込みのあった知的障がい者の職親について、職親として認められませんでしたので通知します。

　理由

【不服申し立て及び取消訴訟について】

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、酒田市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、酒田市を被告として（訴訟において酒田市を代表する者は酒田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。